

岐阜県代表選手選考基準規程

1 基本指針

(1) 選考基準の明確化

選考人数、選考期間、選考方法、予選会免除対象者の取り扱い、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた選考基準を設定する。また、選考基準については、理事会で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容とする。

(2) 選考基準の周知

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、周知あるいはHP等により、広く確認できる方法で、余裕を持って事前に周知（公開）する。

(3) 選考基準の変更

原則、選考期間中あるいは選考対象予選会等開始後に選考基準の変更を行わない。なお、やむを得ず変更を行う場合は、速やかに、選手・監督等の関係者に周知し、十分に理解を得る。

(4) 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で周知（公開）する。また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の問い合わせがあった場合は、岐阜県剣道連盟事務局が速やかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体帝に明確な説明に努めるなど、適切に対応する。

2 選考対象試合

- (1) 全日本剣道選手権大会（男女）
- (2) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会（男女）
- (3) 全日本都道府県対抗少年剣道大会
- (4) 全国青年剣道大会
- (5) 全国スポーツ少年団剣道交流大会
- (6) 国民体育大会
- (7) 全国健康福祉祭剣道交流大会

3 代表選手の選考及び選考基準

- (1) 強化委員会は、選手選考対象試合実施要領で実施された試合結果に基づいて、代表選手を常任理事会に推薦する。
- (2) 常任理事は、強化委員会から推薦された選手を常任理事会において審議決定する。
- (3) 強化委員会は、代表選手に欠員が生じた場合に備えて、適当な人数の代表補欠選手を選考することができる。

4 その他

新たに選考対象試合が生じた場合は、本選考基準に照合して選手を決定する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。